平成２３年（フ）第１２２６号
神奈川県小田原市扇町２丁目７―63
破産者　田村　友一
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７７号
神奈川県横浜市中区弥生町５丁目48―２―301
破産者　大木　基司
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９４号
東京都足立区本木２丁目24―３
破産者　隅　　達也
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８９号
東京都中野区中野２丁目―27―19―1118
破産者　石井めぐみ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１４５号
東京都中野区中央２丁目５番３号中野坂上アムフラット305
破産者　株式会社シネカノンパブリッシャーズ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１５５号
東京都江東区東陽５丁目12番７号
破産者　東洋映像株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６９号
東京都中央区銀座２丁目12番12号　たちばなやビル３階
破産者　株式会社エイチ・アイ・ティー・コンサルティング
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１７０号
東京都小平市天神町１丁目34―11
破産者　田中　一志
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１８２号
埼玉県八潮市伊勢野500番
破産者　有限会社ライズ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２１６号
東京都豊島区東池袋４丁目14番４号
破産者　株式会社スリーエー技建工業
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２１８号
東京都狛江市猪方２丁目17番２号
破産者　有限会社相匠
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２１９号
東京都東大和市蔵敷３丁目775　芝中住宅イ17―406
破産者　相田　一郎
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３６号
東京都台東区東上野６丁目23番５号　第二雨宮ビル
破産者　株式会社ハートウェル
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３７号
東京都小平市花小金井６丁目130―25―401
破産者　渡邉　　明
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２７８号
東京都大田区多摩川２丁目12番13号
破産者　有限会社渡邉モールド
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２７９号
東京都大田区下丸子１丁目20―３―408
破産者　渡邉　　正
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３０６号
東京都新宿区西早稲田２丁目18番25号　横川ビル１Ｆ
破産者　株式会社ＡＬ―ＡＭＩＮ　ＴＲＡＤＩＮＧ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３０７号
東京都杉並区西荻南３丁目１―20―201
破産者　イスラム　フェルドウシ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３０８号
東京都杉並区西荻南３丁目１―20―201
破産者　笠井　モニ（旧氏名ミア，モニ）
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３４１号
東京都文京区小日向２丁目２―12
破産者　中原　恵子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３６７号
千葉県千葉市美浜区高洲２―３―１―303
破産者　有限会社ａｃ―Ａ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部